

議事要旨(5) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、2011 年 12 月に IASB から公表された IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の経過措置の修正に関する公開草案「経過措置ガイダンス」について、コメントの検討を行っていることが説明され、本日は、事務局の現時点までの検討状況について、議論頂きたい旨の説明がなされた。これに続き、熊谷研究員より、審議資料(5)に基づいて説明が行われ、1 月 31 日に開催された連結・特別目的会社専門委員会における専門委員からのコメントも併せて紹介された。委員からの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、IFRS 第 10 号は、遡及修正の要求を含め、確定済みであり、現段階で、その点を指摘することは必ずしも適当ではないのではないか、との意見があった。また、IFRS 既適用企業と初度適用企業との間の移行時の会計処理の相違の有無について質問があった。これに対し、事務局からは、IFRS 第 1 号では、初度適用企業については、原則として他の IFRS の経過措置は適用されず、IAS 第 8 号に従った会計処理になるため、今回の取扱いとは相違が見られ、その影響について検討したいとの説明がなされた。

ある委員より、企業結合や連結については、実務上不可能かどうかの検討を含め、一般に、過去に遡ることが難しいと考えられるとの意見があり、IFRS 第 10 号の検討過程で、遡及修正が要請されることとなった理由について質問があった。これに対し、事務局からは、過去に IASB で検討された際には、IASB スタッフの提案は遡及修正を求めないことを推奨していたが、検討の結果、単純に IAS 第 8 号の原則を適用するとすることで十分であるとの意見が過半を占め、決定され、最終基準化されたと理解しているとの説明がなされた。IFRS 第 10 号の公開草案段階で、それらの扱いや発効日などは必ずしも提示されていなかった点を踏まえれば、公開草案の直接の質問に対するコメントとは別に、何らかのコメントも記述しておくことも考えられる旨の説明があった。

ある委員より、日本企業では、初度適用において遡及修正が求められるかどうか、実務上の負担の観点からは大きな影響があるため、その点も考慮を含めて、コメントを検討すべきであるとの意見があった。これに対し、別の委員からも、初度適用の懸念は、本件に限ったことではないが、重要であり、ここでも触れておくことが考えられるとの意見があった。

以 上